

判決年月日	平成30年3月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成29年(ネ)10071号		
<p>○ 名称を「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」とする発明に係る特許権侵害を理由とする差止・廃棄・損害賠償請求の事案において、特許権者の請求を一部認容した原判決につき、一部製品の販売行為につき消滅時効の成立を認め、損害賠償額を減額した事例</p>			

(関連条文) 民法 709 条, 724 条

(関連する権利番号等) 特許第 3966527 号

### 判 決 要 旨

被控訴人は、名称を「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」とする発明に係る本件特許(特許第 3966527 号)の特許権者であり、控訴人は、海苔機械等の漁業用機械等の販売等を目的とする株式会社である。被控訴人は、控訴人ほか 1 名に対し、その販売する他社製の生海苔異物除去機及びその部品等(本件装置)の譲渡等の差止め及び廃棄とともに、損害賠償を求めた。

控訴人との関係における本件の争点は、構成要件の充足性、無効の抗弁、差止請求の可否、損害発生の有無及び額である。このうち、原判決は、構成要件の充足を認め、無効の抗弁をいずれも退けた上で、差止請求については一部を認容し、損害賠償請求についても一部認容したが、控訴人の主張する消滅時効については成立を認めなかった。なお、控訴人は、訴え提起の日(平成 28 年 1 月 22 日)から 3 年前の平成 25 年 1 月 22 日以前の本件装置の販売分の損害賠償債務につき消滅時効を主張している。

これに対し、控訴人はその敗訴部分を不服として控訴した。

本判決は、大要以下のとおり判示して、本件装置の一部の販売行為につき消滅時効の成立を認め、損害賠償額を減額したが、その余の控訴は棄却した。

① 被控訴人が控訴人による本件装置の販売事実を知った時期について、控訴人の広告の記載等を通じて控訴人が本件装置を販売している事実を知り得る状況にあったこと、本件装置の製造販売業者と被控訴人とが生海苔異物除去機の製造販売につき競合関係にあったこと、複数年にわたり控訴人が本件装置の販売を取り扱っていたことなどを考え合わせると、被控訴人は、特定の取引に関する詳細な情報は得られないまでも、遅くとも平成 22 年 8 月頃までには控訴人による本件装置の販売事実を具体的に認識していたと推認するのが合理的である。

② 本件装置が本件特許発明の技術的範囲に属することを被控訴人が認識した時期について、本件装置の製造業者を相手方とする別の特許権に係る侵害訴訟の内容及び経過、本件装置に関する証拠収集活動の内容及び時期、本件装置製造業者との訴訟外での示談交渉の

経過等の事実経過を踏まえると、遅くとも平成 24 年 2 月頃(なお、その後販売された本件装置の一部の型式についてはその販売開始時期頃)までには、本件装置が本件特許発明の技術的範囲に属することを認識したというべきである。